

(協議事項)

京都市高齢者施策推進協議会	
第1回(R4.6.29)	資料5

新たな処遇改善加算の創設に伴う令和4年度介護予防・生活支援サービス事業の報酬改定について（案）

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価及び加算は、厚生労働省告示等において国が定める単価及び加算を目安として、本市が京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）において定めております。

この度、国において新たな処遇改善加算である「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されることを踏まえ、令和4年10月以降の本市の総合事業の加算について、別紙1のとおり改定する考えです。

なお、当該報酬改定の内容は、要綱改正後に本市ホームページにおいて周知させていただく考えです（令和4年10月1日施行を予定しています。）。

（参考）総合事業の主な経緯

平成29年	4月1日	本市での総合事業の開始
平成30年	4月1日	報酬改定（基本報酬（単位））及び指定・運営基準の改正
平成30年	10月1日	報酬改定（加算・減算項目）
令和元年	10月1日	報酬改定（消費税増税に伴う基本報酬単位の引き上げ） 特定処遇改善加算の追加
令和3年	4月1日	報酬改定（基本報酬（単位））及び指定・運営基準の改正

京都市介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型・通所型サービスの報酬改定について（案）

1 訪問型サービス

(1) 基本報酬（単位） ※変更なし

		介護型	生活支援型	支え合い型
サービス提供内容		訪問介護員による身体介護、 または身体介護と併せて利用 する生活援助	訪問介護員による生活援助	本市が定める研修の修了者等 による生活援助
月額 (包括) 報酬	週1回程度	1,176	987	838
	週2回程度	2,349	1,972	1,674
	週2回超程度	3,727	3,129	2,656
1回 当たり 報酬	1～4回/月	268	225	191
	5～8回/月	272	228	194
	9～12回/月	287	241	205

(2) 加算・減算項目及び単位【令和4年10月1日施行】

	介護型	生活支援型	支え合い型
介護職員処遇改善加算	I：基本報酬*×13.7% II：基本報酬*×10.0% III：基本報酬*×5.5%	同左	—
介護職員特定処遇改善加算	I：基本報酬*×6.3% II：基本報酬*×4.2%	同左	—
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本報酬*×2.4%	同左	—

※ 介護職員処遇改善に係る加算のみ抜粋。太枠が加算の新設部分。

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算の詳細については、別紙2「令和4年度介護報酬改定について」を参照。

* 上記基本報酬には、生活機能向上連携加算等の加算分を含む（ただし、上記3つの処遇改善関係の加算分は除く。）。

＜訪問型サービスの1単位当たりの単価は、京都市の介護給付（訪問介護）の地域区分単価と同じ（10.7円）＞

2 通所型サービス

(1) 基本報酬（単位） ※変更なし

		介護予防型		短時間型				短期集中型		
サービス提供時間		原則3時間以上		1時間以上3時間未満				1時間～1時間半 (週2～3回、原則3箇月)		
入浴・送迎の有無		入浴あり	入浴なし	入浴あり		入浴なし			送迎あり	送迎なし
				送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし			
月額 (包括) 報酬	週1回程度	1,672	1,472	1,393	984	1,176	766	週2回程度	2,928	2,176
	週2回程度	3,428	3,028	2,829	2,013	2,395	1,579	週3回程度	4,392	3,264
1回 当たり 報酬	1～4回/月	384	338	320	226	270	176			
	5～8回/月	395	349	326	232	276	182			

（２）加算・減算項目及び単位【令和４年１０月１日施行】

	介護予防型	短時間型	短期集中運動型
介護職員処遇改善加算	Ⅰ：基本報酬*× 5.9% Ⅱ：基本報酬*× 4.3% Ⅲ：基本報酬*× 2.3%	Ⅰ：基本報酬*× 5.9%	—
介護職員特定処遇改善加算	Ⅰ：基本報酬*× 1.2% Ⅱ：基本報酬*× 1.0%	同左	—
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本報酬*× 1.1%	同左	—

※ 介護職員処遇改善に係る加算のみ抜粋。太枠が加算の新設部分。

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算の詳細については、別紙２「令和４年度介護報酬改定について」を参照。

* 上記基本報酬には、運動器機能向上加算等の加算分を含む（ただし、上記３つの処遇改善関係の加算分は除く。）。

＜通所型サービスの１単位当たりの単価は、京都市の介護給付（通所介護）の地域区分単価と同じ（10.45 円）＞

３ 介護予防ケアマネジメント

（１）基本報酬（単位） ※変更なし

	ケアマネジメント A 委託料	ケアマネジメント C 委託料
サービス提供内容	介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合の支援	ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合の支援
月額（包括）報酬	438	438

（２）加算・減算項目及び単位 ※変更なし

	加算内容
初回加算	300 単位／月
委託連携加算	300 単位／月

＜介護予防ケアマネジメントの１単位当たりの単価は、京都市の介護給付（居宅介護支援）の地域区分単価と同じ（10.70 円）＞

社保審一介護給付費分科会	
第208回 (R4. 2. 28)	資料 1

令和4年度介護報酬改定について

令和4年度介護報酬改定による処遇改善

国費150億円程度
※改定率換算 + 1.13%

- 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について臨時的報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じることとする。
- これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策（注）を講じることとする。
（注）現行の処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

◎ **加算額** 対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。
対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。

◎ **取得要件**

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

◎ **対象となる職種**

- ・ 介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県等に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県等に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **交付方法**

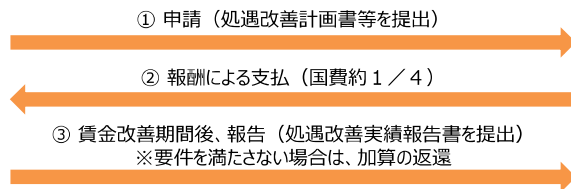
対象事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払（国費約1/4：150億円程度（令和4年度分））。

◎ **申請・交付スケジュール**

- ✓ 申請は、令和4年8月に受付、10月分から毎月支払（実際の支払は12月から）
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】

介護事業所



都道府県等
1

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

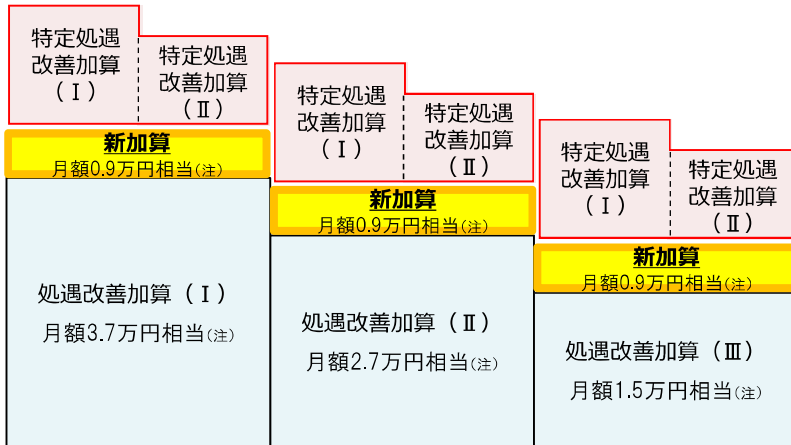
新加算(介護職員等ベースアップ等支援加算)

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
 - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ



介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

2

令和4年度介護報酬改定による処遇改善 加算率

- 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の加算率を介護報酬(※1)に乘じる形で、単位数を算出。

サービス区分(※2)	加算率
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.4%
・(介護予防)訪問入浴介護	1.1%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.1%
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.0%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.5%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.3%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.7%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2.3%
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	1.6%
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.8%
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	0.5%
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	0.5%

※1 現行の処遇改善加算等の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。

※2 (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は加算対象外。

3